

香川県条例第10号

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例（昭和33年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(社会教育に関する施設その他の施設等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第1項</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(社会教育に関する施設その他の施設等)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。